

商業・法人登記手続代理の行政書士への開放を求める意見書

現在、内閣府の規制改革会議において国民の利便性を向上させるといふ観点から「隣接法律専門職種の相互参入の促進」が検討され、弁護士、司法書士、行政書士等の法律専門職の業務範囲が検討されている。

このような中で、行政書士は、官公署に提出する書類や権利義務又は事実証明に関する書類作成をはじめ、その提出手続の代理、これらに関わる相談等を業としており、国民の生活に密着した分野で業務を行っている。

商業・法人登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示し、商号、会社等に関する信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑化を推進することを目的としており、わが国の取引社会は商業・法人登記制度を中核的基盤として成り立っている。

商業・法人登記の分野において、行政書士は、法人設立・役員変更等における定款・議事録作成等の大半を行政書士業務として受託しており、これに続く登記申請書の作成・申請の代理権を付与することにより登記手続に関する時間及び費用が削減され、国民の利便性の向上が確実に図られることになる。

よって、国会及び政府におかれては、商業・法人登記の信頼性を確保するとの観点から他士業にも考慮し必要な条件を付して、商業・法人登記手続代理を行政書士に開放し、国民の利便の向上を図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
法務大臣	森 英介 殿